

# 都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令

平成26年3月  
自治財政局

## 1. 省令の概要

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行による地方財政法の改正（第3セクター等改革推進債の経過措置、公共施設等の除却に係る地方債の創設）等に伴い、以下の省令について所要の改正を行うもの。

### 1 都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令

地方消費税引上げによる地方消費税及び地方消費税交付金の増収分の全額を基準財政収入額へ算入することに伴い、都の標準税収入額の算定方法についても、同様の規定の整備を行う。

### 2 地方債に関する省令

#### (1) 第3セクター等改革推進債関係

3セク債の経過措置の要件となる計画に定める事項を規定

#### (2) 公共施設等の除却に係る地方債関係

公共施設等総合管理計画に定める事項を規定

#### (3) その他

平成26年度から平成28年度までの間、臨時財政対策債の発行を可能とすることに伴い、年次更新を行う。

## 2. 施行期日

施行：平成26年4月1日

(地方交付税法等の一部を改正する法律の公布日及び施行日と同日)